

新潟県社会人サッカーリーグ運営要綱新旧対照表

新	旧
<p>(県リーグの構成) 第2条 県リーグは、<b>新潟県社会人サッカー連盟(以下「連盟」という)</b>に加盟するによる1部・2部・3部及び4部リーグで構成し、ブロック制を敷くことができる。</p> <p>(委員) 第3条 県リーグには、<b>連盟理事から選出された</b>次の委員を置くものとし、<b>リーグ運営委員会で承認を得なければならない。</b></p> <p>(参加資格) 第7条 公益財団法人日本サッカー協会(以下「日本協会」という)に登録申請と登録料の納入を行い、<b>連盟加盟費及び県リーグ参加費を納入しており、1年間を通し確実に県リーグを戦えるチームであること。</b> 2 追加登録選手の<b>県</b>リーグ出場については、日本協会に追加登録申請を行い、追加登録料の振込みが完了した日から出場可能とする。なお、選手証が届くまでは、追加登録申請書のコピー及び振込み用紙を携帯し試合に出場すること。</p> <p>(継続参加) 第11条 2 (2)休部から復帰したチームがあった年度の該当リーグは、通常の<b>県</b>リーグ所属チーム数に復帰したチームを加えてリーグ戦を行う。</p> <p>(日程及び日程表) 第12条 日程は、<b>各リーグで決定し、リーグ運営委員長に報告する。</b> 2 日程表は、リーグ運営委員が当該<b>県</b>リーグ所属チームの協力を得て作成する。なお、止むを得ない理由で日程の変更が生じた場合は、リーグ運営委員長へ報告し了承を得てから変更する日程で試合を行う。</p>	<p>(県リーグの構成) 第2条 県リーグは、1部・2部・3部及び4部リーグで構成し、ブロック制を敷くことができる。</p> <p>(委員) 第3条 県リーグには、次の委員を置く。</p> <p>(参加資格) 第7条 公益財団法人日本サッカー協会(以下「日本協会」という)に登録申請と登録料の納入を行い、<b>連盟加盟費及び県リーグ参加費を納入しており、1年間を通し確実にリーグ戦を戦えるチームであること。</b> 2 追加登録選手の<b>リーグ戦</b>出場については、日本協会に追加登録申請を行い、追加登録料の振込みが完了した日から出場可能とする。なお、選手証が届くまでは、追加登録申請書のコピー及び振込み用紙を携帯し試合に出場すること。</p> <p>(継続参加) 第11条 2 (2)休部から復帰したチームがあった年度の該当リーグは、通常の<b>リーグ</b>所属チーム数に復帰したチームを加えてリーグ戦を行う。</p> <p>(日程及び日程表) 第12条 日程は、<b>リーグ実行委員会で調整しリーグ運営委員会で決定する。</b> 2 日程表は、リーグ運営委員が当該<b>リーグ</b>所属チームの協力を得て作成する。なお、止むを得ない理由で日程の変更が生じた場合は、リーグ運営委員長へ報告し了承を得てから変更する日程で試合を行う。</p>

<p>(試合) 第13条 各リーグ又はブロックにおいて、<b>原則</b>各チーム1回総当たり方式で行う。</p> <p>(北信越県リーグ決勝大会出場チーム) 第15条 1部リーグの1位チームが、北信越県リーグ決勝大会(北信越チャレンジリーグ)へ新潟県代表として<b>の出場権を得る。当該チームが出場できない場合は、次績のチーム</b>が出場する。</p> <p>(審判) 第16条 審判の割り当ては、1部リーグの主審は<b>連盟</b>審判部で行い、その他は<b>各リーグ又はブロック</b>で決定する。 2 審判は、本リーグ参加チームの帯同審判員又は<b>連盟</b>審判部が要請した審判員で行い、<b>連盟</b>審判部が要請した審判員の日当及び旅費は、連盟が負担する。</p> <p>(その他) 第19条 本要綱に定めのない事項が発生した場合、リーグ実行委員会で調査し、リーグ運営委員会に諮って処理する。 2 本要綱は新潟県社会人サッカーリーグ運営<b>要綱</b>細則を定め運用する。</p>	<p>(試合) 第13条 各リーグ又はブロックにおいて、各チーム1回総当たり方式で行う。</p> <p>(北信越県リーグ決勝大会出場チーム) 第15条 1部リーグの1位チームが、北信越県リーグ決勝大会(北信越チャレンジリーグ)へ新潟県代表として出場する。</p> <p>(審判) 第16条 審判の割り当ては、1部リーグの主審は審判部で行い、その他はリーグ<b>運営委員長</b>が行う。 2 審判は、本リーグ参加チームの帯同審判員又は審判部が要請した審判員で行い、審判部が要請した審判員の日当及び旅費は、<b>新潟県社会人サッカー連盟</b>(以下「連盟」と言う。)が負担する。</p> <p>(その他) 第19条 本要綱に定めのない事項が発生した場合、リーグ実行委員会で調査し、リーグ運営委員会に諮って処理する。 2 本要綱は新潟県社会人サッカーリーグ運営細則を定め運用する。</p>
---	---